

働き方改革宣言の募集



大阪労働局では平成27年1月21日に「大阪労働局働き方改革推進本部」を設置し、所定労働時間の削減等をはじめとする「働き方改革」推進のための施策を行っています。

この一環として、大阪府内で活動する企業等から「働き方改革宣言」を募集します。

1. 応募資格

大阪府内で活動する企業等、地方自治体、労働組合 など

※企業等には、労働者を雇い入れる各種法人、団体、個人事業等が含まれます

2. 応募方法

裏面の「働き方改革宣言」用紙にご記入の上、大阪労働局 指導課までお送りください。

【送付先】 FAXの場合 : 06-6949-6486

郵送の場合 : 〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館

※詳細は大阪労働局HPをご覧ください <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

大阪労働局 働き方改革宣言

検索

3. ホームページへの掲載等

応募された「働き方改革宣言」のうち、他の企業の参考となるものは、大阪労働局ホームページに掲載させていただきます。

また、啓発用パンフレットにも掲載させていただくことがあります。



お問い合わせ

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話 06-6949-6494

働き方改革宣言

働き方を改革するため、当社はこうします！

宣言

上記の宣言を実行するため、以下の取り組みを実施します。

具体的実施事項

年 月 日

(企業等の名称)

(代表者職氏名)

働き方改革宣言

働き方を改革するため、当社はこうします！

宣言

年次有給休暇の取得を推進します

上記の宣言を実行するため、以下の取り組みを実施します。

具体的実施事項

- 経営トップが社内WEBで年次有給休暇取得を促すメッセージを発します。
- 毎月1回の幹部会議で各部署の休暇取得実績に関する情報を共有し、取得が進まない部署の課題を踏まえ取組を行います。
- 土日や祝祭日と連続させての休暇取得を促進します。

●年 ●月 ●日

(企業等の名称) ●●株式会社

(代表者職氏名) 代表取締役 ●● ●●